

## ドイツにおける預金保険制度の最近の動向について

鬼頭 佐保子<sup>1</sup>

澤井 豊<sup>2</sup>

ドイツの預金保険制度は、歴史的な経緯もあり、法定されたスキームと任意加盟のスキームが併存し、預金保険機関も複数存在するなど、英国やフランスなどと異なる形態をとっている。特に、業界の相互支援制度である IPS (Institutional Protection Scheme) が制度化されている点は、他の欧州諸国にもあまり例がなく、ドイツに特徴的な制度といえよう。

しかし、ドイツは EU 加盟国であり、EU での銀行同盟の議論や預金保険指令の改正に見られる、域内の制度の調和を図ろうとする EU の政策とも整合性を取る必要がある。

本稿では、ドイツの預金保険制度について紹介するとともに、預金保険制度を巡る EU レベルの政策や議論と関連した最近の動向を整理している。

### 目 次

1. ドイツの預金保険制度
  - (1) 銀行システムと監督体制
  - (2) 預金保険制度の概要
  
2. EU 預金保険指令の改正とドイツの預金保険制度
  - (1) IPS の機能の変化
  - (2) リスクに応じた保険料率の導入
  - (3) 付保預金の払い戻し期間の短縮への対応
  - (4) 預金保険基金の使用
  - (5) 破綻処理とのかかわり
  
3. 今後の課題など

---

<sup>1</sup> 預金保険機構・国際統括室調査役 (E-mail: sahoko-kito@dic.go.jp)

<sup>2</sup> 預金保険機構・国際統括室参事役 (E-mail: yutaka-sawai@dic.go.jp)

本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者らに属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。また、本稿は、2015年6月に行った調査出張において現地でヒアリングした事項を一部含んでいる。

## 1. ドイツの預金保険制度

### (1) 銀行システムと監督体制

ドイツの金融機関は、銀行業務を営む機関 (Credit institutions)、金融サービス機関 (Financial services institutions)、保険会社及び年金基金 (Insurance undertaking and pension funds)、投資運用業者 (Asset management companies and investment funds) などに分類される<sup>3</sup>。

このうち、銀行業務を営む機関 (Credit institutions) を業態別に見ると、商業銀行セクター (commercial banks)、貯蓄銀行セクター (institutions belonging to the savings bank sector)、協同組織金融機関セクター (institutions belonging to the cooperative sector) の3本柱の構造 (three-pillar structure) になっていることがドイツの大きな特徴とされており、その他にこれら以外の銀行がある<sup>4</sup>。

#### (a) 商業銀行セクター

外国銀行の在独支店を含む民間の商業銀行により構成される。このうち、大銀行 (big banks)<sup>5</sup>は、大企業向けのホールセール業務や国際業務、資本市場取引も行うビジネススタイルをとっている。その他、限定された地域で、預金をベースに事業法人や個人向けに信用供給を行う比較的小規模な地域レベルの商業銀行などがある。

#### (b) 貯蓄銀行セクター

本セクターの大宗を占める貯蓄銀行 (savings bank) は公法 (public law) に基づいて設立された金融機関であり、公営 (public sector) のものと独立系 (independent) のものがある。地域的に見ると、地方レベルの貯蓄銀行、州立銀行 (Landesbanken)、全国レベルの中央機関で貯蓄銀行グループに資金貸与等を行うデカバンク (DekaBank) の3層で構成される。地方レベルの貯蓄銀行は数が多いが、規模が非常に小さく、営業地域も限定されている。州立銀行は、大規模な商業銀行と同様にホールセール業務や資本市場取引などのビジネスを行っている。

#### (c) 協同組織金融機関セクター

協同組織金融機関セクターは、個別の協同組織金融機関と2つの中央機関 (DZ Bank、WGZ Bank) で構成されている。協同組織金融機関は、小規模で特定の地域に密着した業務を行っているが、2つの中央機関は、個人向け業務 (retail)、法人向け業務 (corporate)、資本市場取引、インターバンク取引などの多角的なビジネスを行っている。

<sup>3</sup> BaFin, Supervision, [http://www.bafin.de/EN/Supervision/supervision\\_node.html](http://www.bafin.de/EN/Supervision/supervision_node.html)

<sup>4</sup> 各セクターについては、以下を参照。Annual Report 2014, Federal Financial Supervisory Authority (Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht-BaFin), May 2015, p.109. Monthly Report, April 2015, Deutsche Bundesbank pp.36-37.

<sup>5</sup> 大銀行には、Deutsche Bank AG、Dresdner Bank AG (2009年11月まで)、Commerzbank AG、UniCreditbank AG (前・Bayerische Hypo- und Vereinsbank AG、1999年1月より)、Deutsche Postbank AG (2004年12月より) が含まれる (Deutsche Bundesbank, Banking statistics, August 2015, p.28)。

(d) その他

住宅ローン組合 (Bausparkassen)、ファンドブリーフ (担保証券) 銀行 (Pfandbriefbanken)、証券取引銀行 (Wertpapierhandelsbanken)、連邦および州営の開発銀行 (Förderbanken des Bundes und der Länder) <sup>6</sup>などが含まれる。

ドイツの中央銀行であるドイツ連邦銀行 (Deutsche Bundesbank) の資料によってドイツの銀行セクターを業態別にみると (次ページ図)、金融機関の 58%が協同組織金融機関セクターに、また、24%が貯蓄銀行セクターに属しており、商業銀行セクターの銀行は 15%と全体の 6 分の 1 にも満たない。このように、ドイツで協同組織金融機関などの小規模な金融機関が数多くある理由の一つとしては、零細手工業者や商人、農民などが資金調達を行えるよう、農村など地域レベルで金融機関が設立されたという歴史的な背景がある<sup>7</sup>。一方、総資産規模で見ると、貯蓄銀行と協同組織金融機関の 2 つのセクターを合算しても約 50%に過ぎず、商業銀行セクターの占める割合が大きい。

また、ドイツの銀行は、預金の受け入れや融資業務などの銀行業務に加え、証券業務や保険商品の販売など幅広い業務を行っており、いわゆる「ユニバーサルバンク」の形態をとっていることも大きな特徴である<sup>8</sup>。

### (監督体制)

ドイツの金融監督における主な機関は、「連邦財務省」(Bundesministerium der Finanzen: BMF)、「連邦金融監督庁」(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin) 及び中央銀行である「ドイツ連邦銀行」(Deutsche Bundesbank) である。

BaFin は、連邦財務省の所管であった旧連邦銀行監督局、連邦保険監督局、連邦証券監督局が 2002 年に統合された金融監督機関であり、銀行だけでなく保険会社や証券会社の監督も行っている。銀行監督の分野では、ドイツ連邦銀行が、多数の金融機関と関係があり、ドイツ国内に支店を有し地方での存在も大きいことから、中央銀行としての見識の活用や監督業務の効率化の観点から、銀行法 (Gesetz über das Kreditwesen: KWG) において、BaFin とドイツ連邦銀行は監督機能を分担している。

具体的には、ドイツ連邦銀行は、主に銀行に対する経常的なモニタリング (監査報告や年次財務諸表の査定、立入検査など) の実施、監督に係る諸原則及び規則の発出、プルーデンスに係る分野における国際協力の調整や危機管理などを行う。一方で、BaFin は、金融機関に対する認可の付与及び取消、銀行業務や金融サービスの提供などに係るルールに基づく一般的な指針 (general instructions) の発出などを行っている<sup>9</sup>。

<sup>6</sup> 開発銀行には、development bank の他に promotional bank と呼ばれるものを含む。promotional bank とは、公益 (public interest) を図ることを目的とし、公共政策を遂行する一手段として利用されるものである。復興金融金庫 (KfW) などの 2 つの連邦 (Federal) レベルの銀行と、バイエルン・ラボ金融機関 (Bayern Labo) などの 17 の地方 (Regional) レベルの銀行がある (Association of German Public Banks, VÖB, 2014)。

<sup>7</sup> 斎藤、重頭 (2010) p.35

<sup>8</sup> Deutsche Bundesbank Monthly Report, April 2015, pp.36-37.

<sup>9</sup> [http://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Tasks/Banking\\_supervision/Bundesbank\\_and\\_BaFin/bundesbank\\_and\\_bafin.html](http://www.bundesbank.de/Navigation/EN/Tasks/Banking_supervision/Bundesbank_and_BaFin/bundesbank_and_bafin.html)

ドイツの銀行システムの構成（2015年7月末現在）

業 態	機関数		総資産 (10億ユーロ)	
商業銀行 (Commercial banks)	273	15%	3,107.3	39%
Big banks	4		1,923.1	
Regional banks and other commercial banks	163		897.8	
Branches of foreign banks	106		286.5	
貯蓄銀行 (Landesbanken and Savings banks)	423	24%	2,152.2	27%
Landesbanken	9		1,024.4	
Savings banks	414		1,127.8	
協同組織金融機関 (Credit cooperatives)	1,039	58%	1,080.0	14%
Regional institutions of credit cooperatives	2		283.3	
Credit cooperatives	1,037		796.7	
その他	56	3%	1,576.7	20%
Mortgage banks	16		369.1	
Building and loan associations	21		213.2	
Special purpose banks	19		994.4	
合 計	1,791	100%	7,916.2	100%

(資料) ドイツ連邦銀行の月次レポート（8月公表）に基づいて作成

さらに、2007年から2008年にかけての世界的な金融危機の教訓や欧州システミックリスクボード（European Systemic Risk Board: ESRB）<sup>10</sup>がEU加盟国にマクロプルーデンスを担当する金融監督機関を設定するよう勧告したことを受け、2013年の金融安定化法（Gesetz zur Überwachung der Finanzstabilität: FinStabG）に基づき金融安定化委員会（Financial Stability Commission）が設置された。金融安定化委員会は、各機関が金融安定化のために連携し、マクロプルーデンスに係る監督手段と戦略を策定することを目的としている。メンバーは、連邦財務省、BaFin、ドイツ連邦銀行、金融市場安定化機構（Federal Agency for Financial Market Stabilisation: FMSA）から構成され、四半期に1回討議を行い、年に1回は国会に対し報告を行っている<sup>11</sup>。

このうち、金融市場安定化機構（FMSA）は、金融市場安定化基金（Financial Market Stabilisation Fund: SoFFin）を運営するために2008年に設立された。FMSAはSoFFinを通じて金融機関の資本増強や流動性の補填（bridge liquidity gaps）などを行い、2009年の金融市場安定化促進法（Gesetz zur Fortentwicklung der Finanzmarktstabilisierung: FStFEntwG）の改正により、経営危機に陥った金融機関の非戦略事業部門（non-strategic business units）

<sup>10</sup> ESRBは2011年に設立され、EUレベルでのマクロプルーデンスに係る監督に責任を有する。

<sup>11</sup> Annual Report 2014, BaFin, pp.31-32.

などを、いわゆるバッドバンクと呼ばれる不良債権処理機関（wind-down agencies）に移転（transfer）する権限も有することになった。

さらに2011年には、FMSAが銀行の再編基金（Restructuring Fund）も管理することになり、銀行税の徴収、ブリッジバンクの設立、保証の提供、金融機関の資本再構築など、その任務がさらに拡大した。2013年には、Bafinの監督下にある金融機関の破綻処理計画の評価も実施することとなり<sup>12</sup>、FMSAは、ドイツにおける破綻処理当局（Resolution Authority：RA）としての機能を果たすこととなった。

## （２）預金保険制度の概要 （歴史的経緯）

ドイツでは、伝統的に預金保護のためのスキームが業態別に運営されていた。最も古いものは、協同組織金融機関セクターのスキームで、1934年に設立されている。協同組織金融機関と同様にドイツ国内に多くの機関を有する貯蓄銀行及び州立銀行を対象とするスキームも1969年に設立されたが、両者に共通している点は、加盟金融機関に対する流動性や資本の供給などを通じて破綻を防止し、業界内での相互扶助（mutual solidarity）を図ることを目的としていることである。

一方、商業銀行を対象とするスキームは、1966年にドイツ銀行協会が一部の預金<sup>13</sup>を保護する目的で全国的な共同基金（nation-wide joint fund）を設立したが、1974年のヘルシュタット危機<sup>14</sup>の経験から、1976年に、より包括的な預金保護を目的とした任意加盟の預金保護基金が設立された。

さらに、1994年には、EUレベルで、域内の預金者の保護を図り、加盟各国に預金保険制度の整備を求める預金保険指令が制定された。EU指令は、指令の規定に準じた国内法の制定を各加盟国に義務づけているが、規定が直接適用されるわけではなく、どのように国内法化するかは各加盟国に委ねられる。ドイツでは、同指令に従い、「預金保証及び投資者補償法」（Deposit Guarantee and Investor Compensation Act）<sup>15</sup>が1998年に制定された。同法では、ファンド、証券、デリバティブ、金融商品（money market instruments）など、預金者だけでなく投資者の保護も行う制度的な枠組みが作られ、預金保護については、それまでの歴史的経緯から、新たに公的な機関を設立せず、既存の枠組みを活用することとした。

まず、同法の制定時に既に存在していた任意スキームについては、銀行業に対する信頼を保ち、銀行システムの安定に大きな役割を果たしてきたとの認識から維持することとした<sup>16</sup>。ただし、EU預金保険指令に従い、こうした任意スキームとは別に法定スキーム（強

<sup>12</sup> <http://www.fmsa.de/en/fmsa/FMSA/tasks/>

<sup>13</sup> 貯蓄預金（Saving deposits）、給与及び年金口座（salary and pensions' accounts）、自然人の要求払い預金および定期預金（sight and time deposits of natural persons）。Gerhard Hafmann, “The six Deposit Guarantee Schemes system in Germany”, Deutsche Bundesbank, EFDI, Rome, 25 October 2007

<sup>14</sup> 1974年に旧西ドイツのヘルシュタット銀行が為替先物取引で債務超過に陥り、ドイツ国内の多くの銀行に対して決済資金の支払いが困難な状況となった。

<sup>15</sup> [http://www.cgerli.org/fileadmin/user\\_upload/interne\\_Dokumente/Legislation/EAEG\\_en.pdf](http://www.cgerli.org/fileadmin/user_upload/interne_Dokumente/Legislation/EAEG_en.pdf)

<sup>16</sup> Deutsche Bundesbank, Monthly Report, July 2000, pp.30-31. 法定スキームと任意スキームが併存すること

制加盟) が 1998 年に設立された。

一方、同じく既に存在していた、貯蓄銀行・州立銀行や協同組織金融機関を対象としたスキームについても、加盟金融機関の破綻を未然に防ぐことを目的とした機関保護スキーム (Institutional Protection Scheme: IPS) として、法定スキームに代用しうるものと位置づけた。このため、IPS に加盟している金融機関は、法定スキームへの強制加盟が免除され、ドイツの貯蓄銀行・州立銀行や協同組織金融機関には、法定スキームに参加しない金融機関が存在することになった。

こうした経緯により、ドイツでは、以下のように法定スキームをはじめとして、複数の預金保護スキームが併存している。

### 主なドイツの預金保護スキーム

	対象金融機関	運営機関	設立年
法定スキーム (EdB/EdÖ)	商業銀行	ドイツ銀行協会 (BdB)	1998
	公的銀行	ドイツ公的銀行協会 (VÖB)	1998
任意スキーム (ESF)	商業銀行	ドイツ銀行協会 (BdB)	1976
	公的銀行	ドイツ公的銀行協会 (VÖB)	1994
機関保護スキーム (IPS)	貯蓄銀行	貯蓄銀行協会 (DSGV)	1969
	協同組織金融機関	協同組織金融機関連合会 (BVR)	1934

注: この他に民間の住宅ローン組合による任意の預金保護基金 (Bausparkassen-Einlagensicherungsfonds. e.v.) がある。

#### (法定スキーム)

強制参加が義務づけられる法定スキームは、2 つのスキームが存在しているが、いずれも公的機関ではなく、銀行協会が運営している。ドイツ連邦銀行は、その理由として、(銀行協会が運営することにより) 公的セクターの負担が軽減され、預金保護において独自のイニシアティブや高度な専門知識を利用できることを挙げている<sup>17</sup>。

法定スキームは、商業銀行がメンバーである「ドイツ銀行協会」(Bundesverband deutscher Banken: BdB) と、公法 (public law) に基づいて設立される公的銀行がメンバーである「ドイツ公的銀行協会」(Bundesverband Öffentlicher Banken Deutschlands: VÖB) が運営している。

いずれの法定スキームも、EU 指令に従い設立されたものであり、①当座預金、②普通預金、③定期預金、④外貨預金、⑤欧州経済圏内の海外支店の預金などが保護対象となる。一方で、①金融機関の預金、②破綻金融機関の経営者その他一定の関係ある個人の預金、

---

で、結果的に預金保護が手厚くなり、銀行のモラルハザードを引き起こすのではという懸念については、効率的な銀行監督と任意のスキーム自身による加盟金融機関のリスク・コントロール手段により対処できるとドイツ連邦銀行は説明している。

<sup>17</sup> Deutsche Bundesbank, Monthly Report, July 2000, p.33

③無記名預金、④マネーロンダリングに関わる預金などは対象外<sup>18</sup>であり、現在の保護限度額は10万ユーロ<sup>19</sup>になっている。

また、法定スキームの主な任務は、監督当局の正式な決定に基づいて、預金者に対して付保預金を払い戻すことであり、加盟金融機関に対する早期介入などは行わない。このため、スキームを運営する機関は非常に小規模である。

(a) ドイツ銀行補償制度 (Entschädigungseinrichtung deutscher Banken GmbH: EdB)<sup>20</sup>

ドイツ銀行協会 (BdB) は、1976年より任意加盟のスキーム (Deposit-Protection Fund of the Association of German Banks) を運営していたが、1998年に強制加盟の法定スキーム (Compensation Scheme of German Banks) を設立した。本スキームでは、①商業銀行、②民間の住宅ローン組合 (Bausparkassen)、③欧州経済域外に本店を持つ外国銀行の在独支店が対象となり、加盟金融機関は204機関 (2014年現在) である。

また、加盟金融機関の破綻に伴う預金者に対する払い戻しは、FSB (2012) によると過去10年間に9件実施しているが<sup>21</sup>、そのほとんどが小規模な銀行であるとのことである。

なお、保険料 (contributions) の算定には、リスクに応じた可変料率を採用しており、最低でも15,000ユーロ、また、新たに加盟する金融機関は、毎年の預金保険料の他に、加入時に一回限りの支払 (one-off payment) を支払う義務がある<sup>22</sup>。

(b) ドイツ公的銀行協会補償制度 (Entschädigungseinrichtung des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands GmbH: EdÖ)<sup>23</sup>

ドイツ公的銀行協会 (VÖB) は、1994年より任意加盟のスキーム (Deposit-Protection Fund of the Association of German Public Sector Banks e.v.) を設立していたが、強制加盟の法定スキーム (Depositor Compensation Scheme of the Association of German Public Sector Banks GmbH) を1998年に設立した。公的銀行協会は、連邦及び州が運営する開発銀行、州立銀行など63機関がメンバーとなっているが、リテール預金などの預金を取り扱う機関は少なく、法定スキームに加盟する金融機関は18機関にとどまっている。保険料 (contributions)

<sup>18</sup> 2014年に改正されたEU預金保険指令 (Directive 2014/49/EU) では、①他の預金取扱金融機関の預金、②当該金融機関の自己資本 (own fund)、③マネーロンダリングに関わる預金、④金融機関の預金、⑤投資会社 (investment firms) の預金、⑥保有者が不明の預金、⑦保険引受による預金、⑧集団的投資引受 (collective investment undertaking) による預金、⑨年金基金による預金、⑩公的当局による預金、⑪債務証券 (debt securities) などが対象外となっている。

<sup>19</sup> 保護限度額は、1994年から2万ユーロ及び10%のCo-insurance、2009年以降は5万ユーロと順次引き上げられ、2011年より10万ユーロとなった。

<sup>20</sup> <http://www.edb-banken.de>

<sup>21</sup> FSB(2012), p.55

<sup>22</sup> Regulation on contributions to the Compensation Scheme of German Banks (EdB Contributions Regulation), published in 1999. Last amended by Regulation of 17 of August 2009.

[http://www.bafin.de/SharedDocs/Aufsichtsrecht/EN/Verordnung/EdBBBeitvV\\_en.html](http://www.bafin.de/SharedDocs/Aufsichtsrecht/EN/Verordnung/EdBBBeitvV_en.html)

<sup>23</sup> <http://www.voeb-edoe.de/startseite/>

は、最低でも 5,000 ユーロ、また、新たに加盟する金融機関は、毎年の預金保険料の他に、加入時に一回限りの支払 (one-off payment) を行う義務がある<sup>24</sup>。

1998 年のスキーム創設以来、加盟金融機関の破綻に伴う預金者への払い戻しを行ったことはない。また、VÖB のメンバーである公的銀行は、基本的に州・地方ごとに顧客 (clients) を持ち、国内の他の地域で営業することが許されていないため、商業銀行のように、他の EU 加盟国の預金保険機関と協力して取り組むようなクロスボーダーの問題は基本的に発生しない<sup>25</sup>。

なお、VÖB では、加盟金融機関に対して独自のリスク評価 (risk-scoring) を行っており、加盟金融機関の年次報告や監査報告をレビューし、「信用リスク」、「金利変動リスク」、「流動性リスク」の 3 つのカテゴリーでリスク・モニタリングを行っている。

### (任意スキーム)

任意加盟の預金保護基金 (Einlagensicherungsfond: ESF) は、強制加盟の法定スキームが整備される 1998 年以前から存在していたものであり、ドイツ銀行協会 (BdB) とドイツ公的銀行協会 (VÖB) が、それぞれ商業銀行、公的銀行を対象に設立していた。

任意スキームの特徴は、①法定スキームの保護限度額 (現状では 10 万ユーロ) を超える部分の預金を保護していること、②2014 年に改正された EU 指令<sup>26</sup>第 1 条 3 (a) に規定される契約上のスキーム (contractual scheme) であり、EU 指令の適用対象でないこと、③法定スキームではないため BaFin の監督を受けないことである。

#### (a) 商業銀行を対象とする任意スキーム

ドイツ銀行協会 (BdB) では、1976 年に任意加盟の預金保護基金 (Deposit-Protection Fund of the Association of German Banks) を設立している。対象金融機関は、①商業銀行、②欧州経済域外に本店を持つ外国銀行の支店で、約 165 機関が加盟している。

本スキームの主な任務は、①預金者に対する払い戻し、②加盟金融機関の破綻防止手段の行使 (流動性、資本、保証の提供など)、③他の金融機関による経営困難な銀行の経営権の取得 (takeover) の仲介、④経営困難な銀行を基金自身が引き受けること、などである。さらに、加盟金融機関に対する監査、月次リスク・モニタリング、格付け、リスクの改善に対する指導なども行っており、法定スキームよりも広い機能を有している。

保護限度額は、法定スキームの保護限度額を超える部分につき、1 預金者あたり当該金融機関の自己資本 (liable capital) の 20%相当額 (2020 年以降は 15%、2025 年以降は 8.75%

<sup>24</sup> Regulation on contributions to the Compensation Scheme of the Association of German Public Sector Banks (EdVÖB), published in 1999.

[http://www.bafin.de/SharedDocs/Aufsichtsrecht/EN/Verordnung/edvoebbeitrv\\_en.html](http://www.bafin.de/SharedDocs/Aufsichtsrecht/EN/Verordnung/edvoebbeitrv_en.html)

<sup>25</sup> クロスボーダーの問題が生じない点は、貯蓄銀行セクター、協同組織金融機関セクターも同様である。

<sup>26</sup> <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0049&from=EN>



に、それぞれ引き下げ予定)とされている<sup>27</sup>。

保険料 (contributions) については、各加盟金融機関が毎年 6 月 30 日時点で入手可能な最新の財務報告における貸借対照表上の「対顧客負債」(liabilities to customers) 残高の 0.06% を基本保険料とし、リスクに応じた格付けにより、追加あるいは削減される。新規に加盟する金融機関は、毎年の預金保険料の他に、加入時に一回限りの支払 (one-off payment) を行う義務がある<sup>28</sup>。

#### (b) 公的銀行を対象とする任意スキーム

ドイツ公的銀行協会 (VÖB) では、1994 年に任意加盟の預金保護基金 (Deposit-Protection Fund of the Association of German Public Sector Banks e.v.) を設立している。対象金融機関は、預金取扱業務を行っている公的銀行で、2015 年では 11 機関が加盟している<sup>29</sup>。

保護限度額は、法定スキームの保護限度額を超える部分について、基金の総積立額に応じて決める。このため、事前に一定の額を決めているものではない<sup>30</sup>。

保険料 (contributions) は、基金の事業年毎に、各加盟金融機関の付保預金 (protected deposits) の 0.005% (定率) を支払うとし、2,500 ユーロを下限としている<sup>31</sup>。

#### (機関保護スキーム : IPS)

ドイツでは、金融機関が破綻した場合に付保預金の払い戻しを行うことを主な業務とするスキームとは性格が異なり、加盟金融機関の破綻を未然に防ぐことを目的とした機関保護スキーム (Institutional Protection Scheme: IPS) が存在する。制度的には任意加盟であるが、EU 預金保険指令およびドイツの国内法で、その存在が公認され、その規定にも従うスキームである。

ドイツの「預金保証及び投資者補償法」12 条では、「金融機関の存続性を保護するためのスキーム (Schemes safeguarding the viability of institutions)」として IPS が規定されており、「地域の貯蓄銀行協会、あるいは協同組織金融機関連合会の保証スキーム (guarantee scheme) のメンバーである預金取扱金融機関」は、「所属する保証スキームが、加盟金融機関そのもの、特に加盟金融機関の流動性やソルベンシーを保護することを規定しており、いつでも利用可能な必要な基金を保持している場合には、いかなる補償スキーム (compensation schemes) <sup>32</sup>にも所属することはない」とされている<sup>33</sup>。

<sup>27</sup> <http://bankenverband.de/service/einlagensicherung>

<sup>28</sup> By-laws of the Deposit Protection Fund of the Association of German Banks, Bundesverband deutscher Banken e.v., Berlin, August 2014

<sup>29</sup> <http://www.voeb.de/de/startseite>

<sup>30</sup> また、基金の積立目標は、2014 年時点では少なくとも総預金額の 0.1% 相当とされているが、EU レベルで預金保険指令が改正され、法定スキームの積立目標が 0.8% と規定されたことにより、任意スキームの積立目標も修正する見込みが高いとのことである。

<sup>31</sup> Einlagensicherungsfonds des Bundesverbandes Öffentlicher Banken Deutschlands e.v. Satzung, 22 Januar 2014. [http://www.voeb-es.de/fileadmin/voeb-es/Satzung\\_ESF.pdf](http://www.voeb-es.de/fileadmin/voeb-es/Satzung_ESF.pdf)

<sup>32</sup> 同法に基づき設立される法定スキームを指す。

ドイツでは、以下の2つのスキームがIPSとして認められているが、FSB（2012年）によると、過去10年間にIPSが実施した破綻防止のための再編（restructuring）事例は124件である<sup>34</sup>。

(a) 貯蓄銀行協会（Deutscher Sparkassen-und Giroverband: DSGV）

貯蓄銀行協会によるIPSは1969年に設立され、貯蓄銀行と州立銀行及び州立住宅建築貯蓄銀行（Landesbausparkassen）が対象金融機関である。IPSとして13の保証基金（guarantee funds）（貯蓄銀行に対応する地域ごとの11基金と、州立銀行<sup>35</sup>、州立住宅建築貯蓄銀行それぞれに対応する基金）を保有しており、全国レベルのネットワークをDGSVが運営している。破綻防止を目的としたスキームのため、明示的な保護限度額の設定はないが、これまでに加盟金融機関が支払不能（default）に陥ったことはなく、預金者に対し払い戻しを実施したことはない<sup>36</sup>。

(b) 協同組織金融機関連合会（Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken: BVR）

協同組織金融機関連合会のIPSは1934年に設立され、ドイツにおける預金保護のスキームとして最も古いものである。ドイツの全ての協同組織金融機関（個別の協同組織金融機関とDZ Bank およびWGZ Bankの2つの中央機関）が対象となっている。貯蓄銀行協会によるIPSと同じく、破綻防止を目的としたスキームのため、明示的な保護限度額の設定はない。また、創設以来、加盟金融機関の破綻事例はない<sup>37</sup>。

BVRでは、破綻防止のための加盟金融機関のリスク管理を行っており、加盟金融機関からリスクに基づく保険料を徴収している。また、BVRは、保険料をベースとした保証基金（Guarantee Fund）により資金援助（financial assistance）を実施するが、さらに加盟機関による保証の発行により保証ネットワーク（Guarantee Network）を構築しており、これらによって加盟機関を保護している。

---

<sup>33</sup> ただし、IPSは、BaFinの監督・監査の対象となり、スキームの内規のいかなる変更もBaFinに通知することが求められている。また、BaFinが、IPSの要件を満たしていないことを事実（facts）により立証できる場合は、連邦財務省にその旨を報告し、連邦財務省は、当該IPSを調査し、IPSの要件を満たさないと裁定することができる。

<sup>34</sup> FSB（2012）, p.55

<sup>35</sup> Giro centre と呼ばれる中央振替機関も含む。

<sup>36</sup> [http://www.dsgv.de/en/savings-banks-finance-group/institutional\\_protection\\_scheme.html](http://www.dsgv.de/en/savings-banks-finance-group/institutional_protection_scheme.html)

<sup>37</sup> DZ BANK, “Bank on Germany”, DZ BANK Group, August 2015

## 2. EU 預金保険指令の改正とドイツの預金保険制度

EU では、2014 年 4 月に預金保険指令（Deposit Guarantee Scheme Directive : DGSD）が改正され<sup>38</sup>、主な規定が 2015 年 7 月 3 日より施行されている。今回の改正は、世界的な金融危機を経て EU 加盟各国の預金保険制度のいっそうの調和を図ることを目的とした全面的な改正であった。

EU 指令については、預金保険指令に限らず、予め定められた期間内に各加盟国が指令の内容を国内法化することが求められるが、ドイツでは、預金保険指令の改正を受け、指令の国内法化を完了している。具体的には、預金保険制度に関する国内法は、投資者保護と合わせた形で「預金保証及び投資者補償法（Deposit Guarantee and Investor Compensation Act）」として法定されていたが、預金保険指令の改正を機に「預金」と「投資」を切り分け、預金保険制度に関する部分を「預金保証法（Deposit Guarantee Act）」として新たに制定している。

預金保険指令の改正（及び国内での新法の制定）に対応するため、ドイツでは以下のような変化が見られている。

### （1）IPS の機能の変化

改正前の預金保険指令（1994 年制定）では、その 3 条で、加盟国は、預金保証スキーム（Deposit Guarantee Scheme : DGS）と同等以上の預金者への保護を提供し、金融機関そのものを保護する制度（IPS）に加盟している金融機関について、DGS への加盟を免除することができることとされ、ドイツにおいても、前述の通り、貯蓄銀行セクターや協同組織金融機関セクターにおいて、法定スキームに加盟していない金融機関が存在していた。

一方、2014 年の預金保険指令の改正によって、預金を受け入れる金融機関は、以下のいずれかに加盟することが義務づけられた。

- (a) 法定された DGS
- (b) 公式に DGS と認定される契約上の DGS
- (c) 公式に DGS と認定される IPS

このため、それまで IPS のみに加盟していた金融機関は、預金の受け入れを継続するために、(a) の法定された DGS（ドイツにおいては EdB、EdÖ が該当）に新たに加盟するか、既に加盟している IPS が公式に DGS と認定される必要が生じた<sup>39</sup>。そこで、ドイツの IPS は、自らが (c) の「公式に DGS と認定される」ことを選択し、加盟金融機関が新たに他の DGS に加盟する必要が生じないような措置を講じた。

既存の IPS が公式に DGS と認定される条件は指令 4 条 2 で「預金取扱金融機関と投資会

<sup>38</sup> 預金保険指令の改正の概要については澤井・鬼頭（2015）を参照。

<sup>39</sup> なお、ドイツにおいては、(b) の「公式に DGS と認定される契約上の DGS」に該当する制度は現状存在しない。

社に係るブルーデンス要件に関する規則<sup>40</sup>113条7の基準（criteria）規定を満たすこと」及び「本指令の規定に従うこと」とされている。このため、公式にDGSと認定されるためには、従来の破綻防止の機能に加え、加盟金融機関が破綻に至った場合の払い戻し機能（指令7条などに規定）を新たに有する必要がある、資金調達の際でも指令10条に規定する事前積立の預金保険基金を将来にわたって積み立てる必要が生じる。

ドイツの2つのIPS（DSGVとBVR）は、これらの条件をクリアし、2015年7月3日から公式にDGSと認定されるIPSとなったことをリリースしている。このうち、貯蓄銀行セクターのIPSであるDSGVは、加盟金融機関の破綻時に、預金者がDSGVに対して10万ユーロまでの請求権を有することになる旨を表明している<sup>41</sup>。また、協同組織金融機関セクターのIPSであるBVRは、指令の要件を満たすために、1預金者あたり10万ユーロを限度に払い戻し機能を有する100%子会社（BVR Institutssicherung GmbH）を設立し、BVR自身は、従来と同じくIPSとして破綻防止の役割を果たすとしている<sup>42</sup>。

#### **Box1：預金取扱金融機関と投資会社に係るブルーデンス要件に関する規則**

同規則113条7では、金融機関のエクスポージャーのリスクウェイトに関連し、監督当局（competent authority）がIPSとして認める基準として以下の事項を挙げている。

- (a) 対象金融機関が同一国内で設立されている
- (b) 利用可能な状態である基金（fund）から加盟金融機関に必要な支援を行うことができるような取り決めが存在している
- (c) 個別の加盟金融機関及びIPS全体のリスク状況の全体的な概要（overview）を把握するため、リスクの監視（monitor）や分類（classification）を行う適切かつ統一性のあるシステムを配置している
- (d) IPSが自らのリスクのレビューを行い、その結果が個別の加盟金融機関に伝えられている
- (e) B/S、P/Lなどを含む連結ベースでのレポートを毎年（annually）作成している
- (f) 加盟金融機関がIPSからの脱退を希望する場合、少なくとも24か月前に事前通知することが義務づけられている
- (g) 加盟金融機関間での不適切な自己資本の創出や自己資本の算定のための重複的な使用（multiple gearing）が排除されている
- (h) 同種（homogeneous）のリスクプロファイルを有する金融機関がIPSの加入資格（membership）を有する
- (i) 関連する監督当局により、(c)及び(d)に係るシステムの充足度合いが定期的に監視（monitor）されており、認可を得ている

<sup>40</sup> Regulation (EU) No 575/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1441776154410&uri=CELEX:32013R0575>

<sup>41</sup> [http://www.dsgv.de/en/savings-banks-finance-group/institutional\\_protection\\_scheme.html](http://www.dsgv.de/en/savings-banks-finance-group/institutional_protection_scheme.html)

<sup>42</sup> [http://www.bvr.de/Press/Press\\_releases/Customer\\_deposits\\_held\\_with\\_cooperative\\_banks\\_still\\_fully\\_protected\\_decision\\_taken\\_to\\_amend\\_BVR\\_protection\\_scheme\\_in\\_line\\_with\\_EU\\_directive](http://www.bvr.de/Press/Press_releases/Customer_deposits_held_with_cooperative_banks_still_fully_protected_decision_taken_to_amend_BVR_protection_scheme_in_line_with_EU_directive)

## **(2) リスクに応じた保険料率の導入**

改正前の預金保険指令は預金保険機関の資金調達に関する規定がなく、このため調達した財源（事前積立の場合は預金保険基金）をどのように使用するかについての規定も存在しなかった。改正された指令では、10条で加盟金融機関の保険料（contributions）による事前積立方式の資金調達の原則が規定され、13条では加盟金融機関が負担する保険料は付保預金（covered deposits）の額と当該金融機関が負うリスクの程度（degree of risk）に基づくこととされた。さらに、欧州銀行監督機構（European Banking Authority : EBA）が策定する保険料の算定に関するガイドラインに沿い、リスクに応じた保険料率を導入する必要がある。

ドイツでは、預金保険機関によっては、2015年までは定率の保険料率により加盟金融機関から保険料を徴収している場合があり、2016年以降はリスクに基づく可変保険料率を採用する予定としている。ただし、保険料の算出方法がこれまで以上に複雑になり、事務負担が大きくなるという影響も懸念されているようである。

## **(3) 付保預金の払い戻し期間の短縮への対応**

指令の改正により、預金保険機関による付保預金の払い戻し期間は、それまでの20営業日から7営業日へと短縮された。このため、ドイツに限らず、各国の預金保険機関は早期の払い戻しに向けて体制の整備を行っているが、払い戻しのためには預金を合算して払い戻し金額を算定しなければならないことから、将来の破綻に備えて預金者データを平時から整備しておくことが重要になる。

ドイツでは、加盟金融機関から取得する預金者データ<sup>43</sup>を、複数の預金保険機関が同一の専門業者にアウトソースしているケースや関連会社に委託しているケースなど、その状況は一様ではない。ただし、いずれの場合も、預金保険機関自らが、加盟金融機関から提出されたデータの検証を行っており、また、新たなシステム開発に取り組んでいるようである。

なお、改正された預金保険指令では、クロスボーダーで活動する金融機関が破綻した際に、本店所在地（ホーム国）と進出国（ホスト国）の預金保険機関が協力して払い戻しを行う旨が規定されているが、ドイツでは、貯蓄銀行を含む公的銀行は地理的に営業地域が限られており、協同組織金融機関もクロスボーダーでの活動は行っていない。そのため、クロスボーダーでの払い戻しの課題について現実的に取り組むことになる預金保険機関は、商業銀行セクターを対象とする法定スキームを運営するドイツ銀行協会（EdB）のみであると考えられる。

---

<sup>43</sup> これらは SCV（Single Customer View）と総称される。

#### (4) 預金保険基金の使用

改正された預金保険指令 11 条は、事前に積み立てた基金の使用について、金融機関が破綻した場合に預金者に対する払い戻しのために使用することを第一とする（11 条 1）としながらも、他に 2 つのケースを示している。

第 1 に、破綻処理当局が、ある金融機関に対して破綻処理の措置を取らない場合、一定の条件を満たす場合に、当該金融機関の破綻防止のために基金を使用することが可能である（11 条 3）。

本規定は代替手段（*alternative measures*）とされ、破綻前に行う破綻防止機能を規定している点で、これまで主に IPS が果たしてきた機能を念頭においたものと想定されるが、規定上は、この機能を IPS に限っていない。ただし、代替手段を使用する場合のコストは DGS の任務を果たす（付保預金の払い戻し）ためのコストを上回ってはならない<sup>44</sup>とされているため、破綻防止のために無制限に基金を使用することはできない。また、代替手段を使用するにあたっては、その手段や条件について破綻処理当局及び監督当局の意見を聞く（*consult*）こととされており、預金保険機関が単独で実施することはできない。

これをドイツにあてはめてみると、公式に DGS と認定される IPS となった 2 つの IPS（DSGV と BVR の 100% 子会社）は、今後、加盟金融機関の破綻防止の機能を果たすにあたって、これらの条件を勘案しなければならないことになる。一方、商業銀行セクターの任意スキーム及びドイツ公的銀行協会（VÖB）が提供する公的銀行を対象とする任意スキームは、ともに破綻防止の手段を有する<sup>45</sup>が、これらは公式に DGS と認定されておらず、預金保険指令の対象になっていないため、破綻防止の機能を果たすにあたって、預金保険指令の規定に拘束されることはない。

第 2 に、金融機関が通常の倒産手続き（*normal insolvency proceedings*）によって清算する<sup>46</sup>場合に、預金者の付保預金へのアクセスを確保するために資産・負債の移転や預金の移転<sup>47</sup>などのために基金を使用することが可能となっている（11 条 6）。ただし、この場合も、そのコストが付保預金の払い戻しに要するコストを越えないことが条件となる。

本規定は、金融機関の法的清算において、預金保険機関が付保預金の払い戻しを行わない可能性を想定したものであるが、ドイツをはじめとした EU の預金保険機関が、金融機関の法的清算にどのように関与して行くかはまだ明確でなく、各国の法制度などの状況も踏まえて、今後も議論が続けられることになる。

---

<sup>44</sup> 11 条 3 (d)

<sup>45</sup> なお、商業銀行及び公的銀行を対象とする法定スキームは破綻防止の機能を有していない。

<sup>46</sup> 破綻処理当局が、銀行再建・破綻処理指令（*Bank Recovery and Resolution Directive : BRRD*）に基づく破綻処理を行わず、通常の倒産手続きにより破綻処理が行われる場合をさす。

<sup>47</sup> 規定上は、付保預金の移転だけでなく、非付保部分の預金の移転の可能性も排除されていない。

### （５）破綻処理とのかかわり

預金保険指令の改正と時期を同じくして 2014 年 4 月に成立した銀行再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive : BRRD）に基づき、各国は金融機関の破綻処理のための破綻処理当局（RA）を特定し、預金保険基金とは別に破綻処理基金（Resolution fund）を設立することとなった。ドイツでは金融市場安定化機構（FMSA）が破綻処理当局（RA）となり、BRRD に基づく金融機関の破綻処理を行うが、預金保険制度に関しては、従来どおり複数のスキームを維持しながら、付保預金の払い戻し（法定スキーム）や加盟金融機関の破綻防止のために資金援助を行う（IPS など）。

ただし、改正された預金保険指令は BRRD と明確に関連づけられており<sup>48</sup>、今後、金融機関の破綻処理にあたって、預金保険機関が破綻処理当局と協力することは確実と言える。具体的には、主に IPS が果たす破綻防止機能と破綻処理当局が選択する破綻処理ツールとの関係や証券・保険業務を営む「ユニバーサルバンク」の破綻における投資者保護との関係についての調整が必要になる可能性があると考えられる。

## 3. 今後の課題など

ドイツの預金保険制度は、預金保険指令の改正（及び国内での新法の制定）によっても、①銀行システムの構造上の特徴（3 つの柱）に対応した複数の預金保険機関、②法定スキームと任意スキームの併存、③IPS の存在、という基本的な構造に大きな変化は見られない。これは、改正された預金保険指令が、加盟国に一定の裁量（discretion）を認め、複数の預金保険機関や任意スキームの存在、さらには IPS を排除していないためであるが、ドイツ政府当局が、自国の枠組みを大きく変更しないように改正交渉に臨み、結果的に成功したことの表れとも言えよう。

しかし、このことは、ドイツの現状の預金保険制度に全く問題がなく、今後も、そのまま維持可能であり続けることを保証するものではない。

第 1 に、他の欧州諸国と比較して、ドイツの預金保険制度が複雑であることが将来的に問題となる可能性がある。IPS を含む複数の預金保険制度が国内に存在していることについて、ドイツの複数の預金保険機関の当事者が「それぞれの制度が十分に機能しており、預金者に混乱を与えることもなく問題は生じていない」と評価しているが、例えば、IPS は破綻防止の機能を果たすことで、全ての預金を実質的に無制限に保護する制度ともいえるのに対し、商業銀行や公的銀行を対象とする法定スキームでは、保護の対象となる預金は限定され、その範囲も 10 万ユーロが限度となる。

国際預金保険協会（IADI）のガイダンスペーパー「複数預金保険機関」（実効的な預金保険制度に関する強化ガイダンス）では、このような制度の枠組みの違いは、結果として金融機関間での競争条件の歪みをもたらし、規制逃れの裁定取引（regulatory arbitrage）や

---

<sup>48</sup> 11 条 2

預金者の混乱を発生させる可能性もあるとし<sup>49</sup>、IMF もドイツの現状の預金保険制度に改革の余地があると過去に指摘している<sup>50</sup>。

第2に、ドイツはEU加盟国として、EUの政策の方向性と無関係ではいられないことである。預金保険制度に関し、EUでの銀行同盟<sup>51</sup>の議論や預金保険指令の改正に見られる方向性は、域内の預金保険制度の調和や統合を図ろうとするものであり、ドイツの個別性・特殊性を積極的に許容するものではない。

預金保険制度の調和や統合を巡っては、銀行同盟の議論の初期段階でEU域内に単一の預金保険制度を設立する構想があり、その後一時的に「棚上げ」状態になったが、2015年6月に、EUの5機関の代表<sup>52</sup>が単一預金保険制度（European Deposit Insurance Schemes：EDIS）の開始（launch）を2017年7月までに合意すべきであるという提案<sup>53</sup>を改めて行っている。

この提案に対し、ドイツの2つのIPS（DSGVとBVR）は、提案の公表直後に強い反対を表明している<sup>54</sup>。その理由として、預金保険制度をEU域内で共通化し、（外国を含む）第三者のために基金を使用することは、預金保護に対する預金者の信頼を損ね、モラルハザードをもたらすなど、金融システムの安定にむしろ逆行するものであり、各国に一定の裁量を認めた預金保険指令の枠組みを超える政策はとるべきでないとしている。また、9月には、ドイツ銀行業連合会（Die Deutsche Kreditwirtschaft）<sup>55</sup>も、同様の理由からEDISの必要性や効率性を否定するリリースを出している<sup>56</sup>。

しかしながら、EUを代表する複数の機関のトップが単一預金保険制度の実現を提案しているという事実は過小評価すべきでないと思われる。今後、EUにおいて、単一預金保険制度に関する議論が開始され、中長期的にこの構想が何らかの形で実現するようであれば、ドイツの預金保険制度も変化を余儀なくされる可能性が出てこよう。

以上

<sup>49</sup> IADIのガイダンスペーパー（2015）は、一つの国・地域に複数の預金保険機関が存在することに関して、いくつかの課題を指摘している。

[http://www.iadi.org/docs/IADI\\_Enhanced\\_Guidance\\_on\\_Multiple\\_Deposit\\_Insurance\\_Org\\_June\\_2015.pdf](http://www.iadi.org/docs/IADI_Enhanced_Guidance_on_Multiple_Deposit_Insurance_Org_June_2015.pdf)

<sup>50</sup> IMF, “Germany: 2013 Article IV Consultation”, IMF Country Report No.13/255, p16. IMF, “Germany: 2012 Article IV Consultation”, IMF Country Report No. 12/161, p.15.

<sup>51</sup> 銀行同盟の設立は2012年6月の欧州首脳会議で合意され、「監督」「破綻処理」「預金保険制度」の3つを構成要素としている。

<sup>52</sup> 欧州委員会、ユーロ圏首脳会議、ユーログループ（ユーロ圏財務相会議）、欧州中央銀行及び欧州議会の5機関。

<sup>53</sup> [http://ec.europa.eu/priorities/economic-monetary-union/docs/5-presidents-report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/priorities/economic-monetary-union/docs/5-presidents-report_en.pdf)

提案では、各国のDGSに対する欧州レベルの再保険システム（re-insurance system）にも言及している。

<sup>54</sup> [http://www.bvr.de/p.nsf/0/5A8F08BBCBA43577C1257E74004AE589/\\$file/mutualization-of-dips-eurozone.pdf](http://www.bvr.de/p.nsf/0/5A8F08BBCBA43577C1257E74004AE589/$file/mutualization-of-dips-eurozone.pdf)  
[http://www.dsgv.de/en/press/press-releases/150630\\_PR\\_deposit-guarantee-schemes\\_42.html](http://www.dsgv.de/en/press/press-releases/150630_PR_deposit-guarantee-schemes_42.html)

<sup>55</sup> 連邦レベルの銀行業界の団体で、BVR、BdB、VÖB、DSGV、ドイツ・ファンドブリーフ銀行協会の5団体で構成。

<sup>56</sup> [http://www.die-deutsche-kreditwirtschaft.de/uploads/media/150911\\_DK\\_PM\\_Einlagensicherung\\_EN.pdf](http://www.die-deutsche-kreditwirtschaft.de/uploads/media/150911_DK_PM_Einlagensicherung_EN.pdf)



## 【参考文献】

- 北見良嗣（2014）「米・英・EU・英仏の銀行規制・構造改革法について」、平成 26 年度ディスカッションペーパー、金融庁金融研究センター、2014 年 9 月
- 斎藤由理子、重頭ユカリ（2010）「欧州の協同組合銀行」、日本経済評論社
- 澤井豊・鬼頭佐保子（2015）「EU：預金保険指令の改正」、『預金保険研究』第 18 号、預金保険機構
- 羽森直子（2012）「ドイツの銀行構造について」、流通科学大学論集-経済・情報・政策編-第 20 巻第 2 号、131-146
- 藤澤利治（2013）「国際金融危機とドイツの銀行制度改革」、証券経済研究 第 82 号、2013 年 6 月
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（2014）「諸外国における金融制度の概要」（金融庁調査委託）、2014 年 3 月
- 山村延郎（2003）「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度—市場経済に立脚した金融システムの維持—」、平成 15 年度ディスカッションペーパー、金融庁金融研究センター、2003 年 5 月
- 渡辺富久子（2011）「ドイツにおける銀行再編基金法の制定—銀行税の導入—」、『外国の立法 248』国立国会図書館調査及び立法考査局、2011 年 6 月
- ゆうちょ財団、「XIX. ドイツ連邦共和国（Federal Republic of Germany）」『郵便貯金等リテール金融分野に係る各国諸制度の調査内容の現行化』、2015 年 4 月  
[https://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries\\_research/](https://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/)
- Association of German Public Banks (VÖB), “Promotional Banks in Germany-Acting in the public interest”, January 2014
- Bundesverband der Deutschen Volksbanken und Raiffeisenbanken (BVR), “Customer deposits held with cooperative banks still fully protected / decision taken to amend BVR protection scheme in line with EU directive”, Press Release, May 6, 2015
- (2015) “Credible deposit protection requires reliable EU policymaking”, Letter, July 14, 2015
- Deutsche Bundesbank (2015) “Structural developments in the German banking sector”, Deutsche Bundesbank Monthly Report, April 2015
- (2015) Monthly Report as of Aug 31, 2015
- (2000) “Deposit protection and investor compensation in Germany”, Deutsche Bundesbank Monthly Report, July 2000

Deutscher Sparkassen-und Giroverband (DSGV), “DSGV Board wants to prevent Communitarisation of deposit guarantee scheme”, Press Release (No. 42/2015), June 30, 2015

Die Deutshce Kreditwirtschaft, “German Banking Industry Committee: European deposit guarantee scheme neither necessary nor effective”, Press Release, September 11, 2015

European Commission (2015) “Five Presidents' Report sets out plan for strengthening Europe's Economic and Monetary Union as of 1 July 2015”, IP/15/5240, 22 June 2015

————(2014) “DIRECTIVE 2014/59/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 May 2014 establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and amending Council Directive 82/891/EEC, and Directives 2001/24/EC, 2002/47/EC, 2004/25/EC, 2005/56/EC, 2011/35/EU, 2012/30/EU and 2013/36/EU, and Regulations (EU) No 1093/2010 and (EU) No 648/2012, of the European Parliament and of the Council”

————(2014) “DIRECTIVE 2014/49/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on deposit guarantee schemes (recast)”

————(2013) “Regulation (EU) No 575/2013 of the European Parliament and of the Council of 26 June 2013 on Prudential requirements for credit institutions and investment firms and amending Regulation (EU) No 648/2012”

Federal Financial Supervisory Authority (Bundesanstalt fuer Finanzdienstleistungsaufsicht-BaFin), Annual Report 2014, May 2015

Financial Stability Board (2014) “Peer Review of Germany”, 9 April 2014

————(2012) “Thematic Review on Deposit Insurance Systems, Peer Review Report”, 8 February 2012

International Association of Deposit Insurers (2015) “Enhanced Guidance for Effective Deposit Insurance Systems: Multiple Deposit Insurance Organizations, Guidance Paper”, June 2015

International Monetary Fund (2013) “Germany: 2013 Article IV Consultation”, IMF Country Report No. 13/255, 2013

————(2012) “Germany: 2012 Article IV Consultation”, IMF Country Report No. 12/161, 2012

————(2011) “Germany: Technical Note on Banking sector structure”, IMF Country Report No. 11/370, 2011

Gerhard Hafmann (2007) “The six Deposit Guarantee Schemes system in Germany”, Deutsche Bundesbank, EFDI Roma, 25 October 2007

Joachim Kaetzler, Uta Sophie Richter (2014) “The New Deposit Guarantee Schemes Directive”, RegZone, [www.cms-lawnow.com/regzone](http://www.cms-lawnow.com/regzone), CMS Legal, 10 October, 2014

Patricia Wruuck (2015) “Deposit insurance in the Banking Union: Options for the third pillar”, Deutsche Bank AG, Deutsche Bank Research, August 19, 2015

DZ BANK, “Bank on Germany”, DZ BANK Group, August 2015

Patricia Wruuck (2014) “Deposit guarantee reform in Europe: A systemic perspective”, Deutsche Bank AG, Deutsche Bank Research, December 19, 2014